

瀬戸市訓令第1号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月22日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第5条、第6条関係） 1及び2 <省略> 3 市民生活部						別表第2（第5条、第6条関係） 1及び2 <省略> 3 市民生活部					
主務課 の区分	専決事項 / 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	専決事項 / 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
市民課	戸籍			<u>戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出人等への通知</u> から まで <省略> <u>戸籍法施行規則第65条に基づく通知</u> <省略>		市民課	戸籍			<u>戸籍法(昭和22年法律第224号)違反者の簡易裁判所への通知</u>	戸籍法に基づく届出人等への通知 から まで <省略> <省略>

<省略>

<省略>

4から6まで <省略>

4から6まで <省略>

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。